

幼児教育無償化について

子育て健康課

1 趣旨

国は10月の消費税率の引き上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに政策資源を投入することにより、全世代型の社会保障制度へ転換することとしています。

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育を行う施設等の利用に関する無償化を実施します。(2019年10月施行)

2 概要

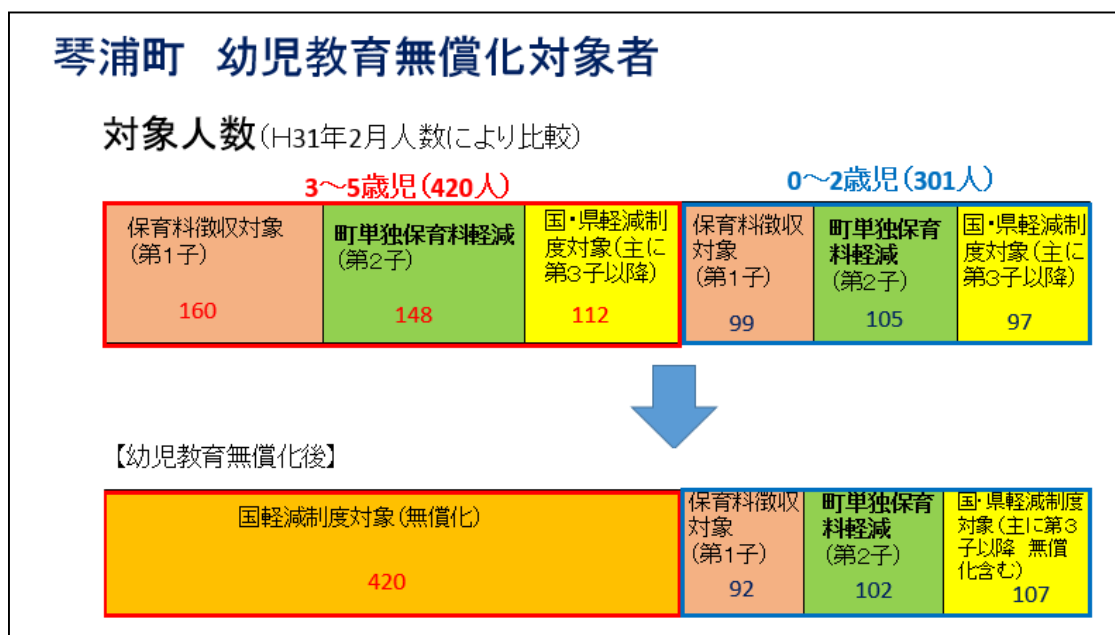
(1) 保育施設等利用料(保育料)を無償化

ア 対象

(ア) 3歳から5歳児

(イ) 0歳から2歳児の住民税非課税世帯

イ 対象施設 保育園、幼稚園、認定こども園等



(2) 3歳以上児の副食費実費徴収の継続

現在、保育料の一部として食材料費(副食費)を徴収しています。幼児教育無償化後も第1子については副食費を負担していただきます。(ただし、年収360万円未満の世帯は免除対象)